

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（西尾市決定）

都市計画ごみ処理場中第31号西尾市クリーンセンター（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
31	西尾市クリーンセンター	西尾市吉良町 岡山大岩山地内ほか	約4.5ha	

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、新たな広域ごみ処理施設を整備するため、西尾市クリーンセンターの区域を変更するものである。

理由書

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（西尾市決定）

「第 31 号西尾市クリーンセンター」

1 変更の概要について

西尾市クリーンセンターの区域を以下のとおり変更します。

名 称		変更内容	位 置	面 積 (ha)		備考
番号	ごみ処理場名			新	旧	
31	西尾市クリーンセンター	区域の拡大	西尾市吉良町 岡山大岩山地 内ほか	約 4.5 (約 4.45)	約 4.4 (約 4.39)	

2 当該都市計画の都市の将来像における位置付けについて

愛知県では、平成 31 年 3 月に都市計画区域マスタープランを改定し、都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方針を定めています。「西三河都市計画区域マスタープラン」では、一般廃棄物処理施設は「市町村の区域を越えた広域的な連携も視野に入れて周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ、愛知県廃棄物処理計画および市町村が定める一般廃棄物処理基本計画に基づいて施設の整備・充実を促進します。」としています。また、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021 年度～2030 年度）」では、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター 1 号炉を集約することとされています。

西尾市では、「にしお未来創造ビジョン（第 8 次西尾市総合計画）」を令和 5 年 3 月に策定しており、「2030 年度（令和 12 年度）の広域ごみ処理施設の稼働に向けて、岡崎市及び幸田町と情報を共有し、綿密な調整を図り事業を進めていく必要があります。」としております。また、ごみを適正に処理し、循環型社会を推進するために「現在の焼却施設の耐久性を向上させ、長く利用できるよう施設の長寿命化を図るとともに、広域ごみ処理施設の整備計画を策定し、施設整備を推進します。」としています。

さらに、令和 5 年 4 月に改定した「西尾市都市計画マスタープラン」においては、ごみ処理施設の整備方針として、「循環型社会の形成を目指して、4R の推進によりごみ排出量の軽減を図ります。また、当面は西尾市クリーンセンターの効率的な運営を進めつつ、施設統合による岡崎西尾地域の広域新施設の建設を推進し、ごみ処理能力の拡充を図ります。」としています。

3 当該都市計画の必要性について

当該都市計画は、平成8年に西尾市クリーンセンターの整備予定地として現在の区域で都市計画決定し、平成12年に現在の西尾市クリーンセンター（旧西尾幡豆クリーンセンター）が供用しています。

その後、平成9年に国より通知された「ごみ処理の広域化計画について」や愛知県が平成10年に策定した「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえ、平成11年に岡崎市、西尾市及び幸田町（以下「2市1町」という。）で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議が設置され、平成17年に策定した「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」において、西尾市クリーンセンター敷地に、現在稼働している西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目指すこととしました。また、令和2年には、岡崎西尾地域広域化ブロック会議にて建設予定地は現西尾市クリーンセンター敷地とすることを確認するとともに、岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設建設会議を新たに設置し、西尾市が主体となって、岡崎市及び幸田町と連携を図り、事業を進めるにあたって必要な事項の検討・調整を進めてきました。

現在稼働している西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉は、ともに稼働後20年以上が経過し、施設更新時期を迎えましたが、一方で市民生活にかかせない生活ごみの処理は継続して行っていく必要があります。このため、現西尾市クリーンセンターの稼働を継続しながら、新たな広域ごみ処理施設を整備する上で必要な用地を確保するため、都市計画決定区域の一部範囲を広げる必要があります。

4 当該都市計画の位置、区域、規模の妥当性について

(1) 位置・区域の妥当性について

ア 位置・区域

本計画地は、地域住民の利便性やごみの収集運搬の効率が高い場所に位置しています。また、岡崎市中心部クリーンセンターとの位置的バランスもとることができる場所に位置しています。

イ 周辺の土地利用状況

計画地は市街化調整区域であり、北側は主に河川、南側は主に森林、東及び西側は主に工業用地となっているため、都市計画で定める良好な住環境を形成すべき地区（住居系の地区）から離れた位置にあります。

また、最寄りの公益施設（緑地公園、学校、保育園）としては、南東約800mに福祉施設が存在し、その他の公益施設については1km以上離れています。

ウ 道路整備状況

計画地は、北側及び西側に市道瀬門 143 号線（道路幅員 10～16m）が隣接しており、搬入搬出車両の通行には利便性の高い場所に位置しています。なお、主要な搬入搬出経路の一部で小・中学校通学路と重複していますが、重複区間の大部分はマウントアップ及びガードレール等による交通安全施設により歩車分離がなされています。

(2) 規模の妥当性について

ア 施設規模について

施設稼働後に最大となることが見込まれる令和 12 年度のごみ処理量を踏まえ、焼却処理量 292 t/日を確認した規模とします。

イ 計画地の利用方法について

第 31 号西尾市クリーンセンターは工場棟、駐車場、緑化地及び構内道路などにより構成されます。圧迫感や日照障害等の周辺環境に与える影響を最小限とする建築物等の配置、浸水想定エリアに指定されていることを踏まえた対策及び搬入搬出車両等による渋滞対策を考慮した計画とします。また、周辺環境や地域性など、立地を活かした有効な形態を検討しています。

これらのことから、廃棄物処理施設を運用するためには、約 4.5ha(約 4.45ha)必要です。

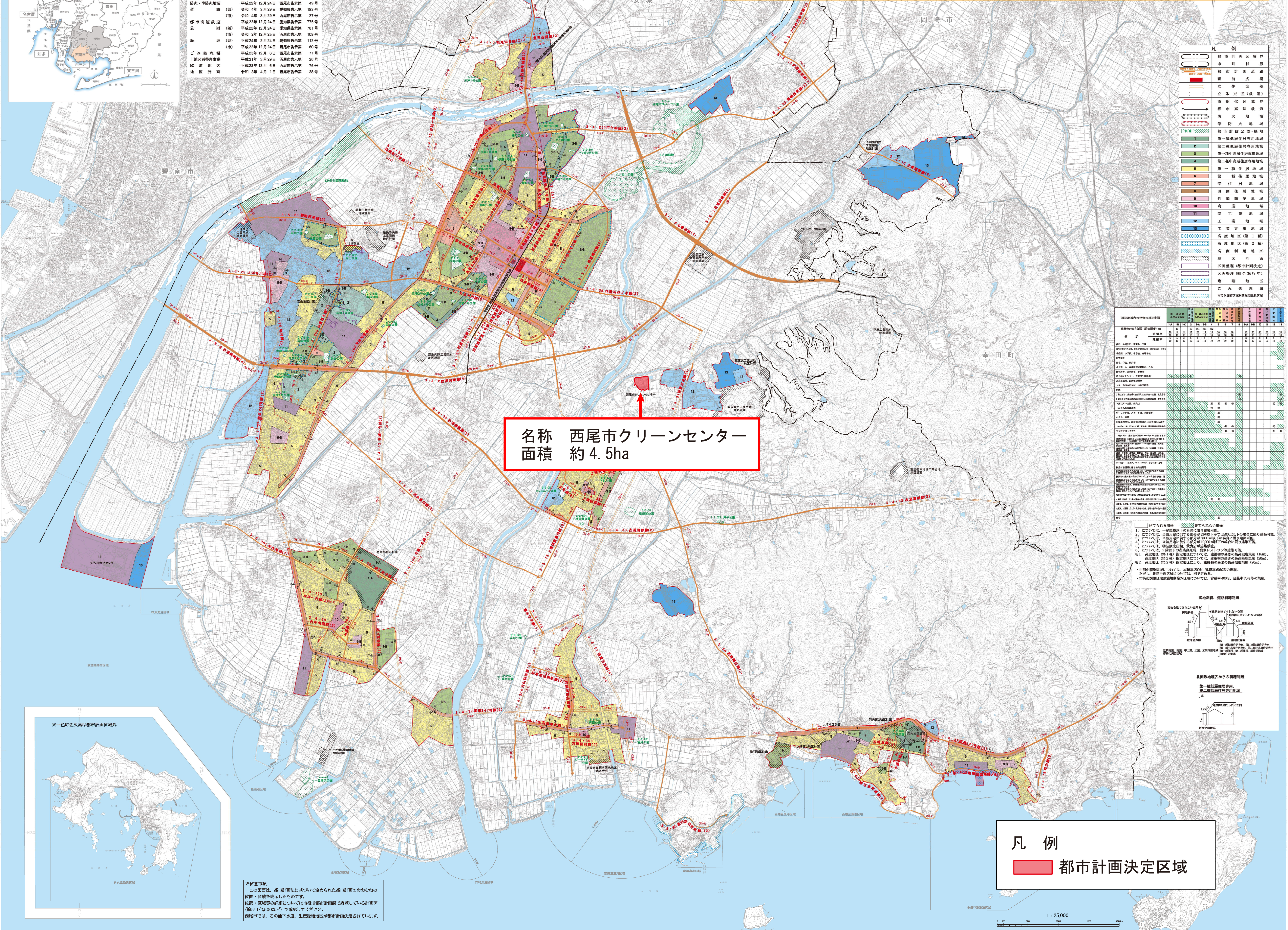
以上のことから、当該都市計画は妥当です。

西三河都市計画 西尾市都市計画総括図



区域名	制定日	制定告示番号	面積
市南化区域 (15号)	昭和45年11月24日	愛知告示第929号	214ha
市南化区域 (16号)	平成11年3月29日	愛知告示第218号	1ha
市南化区域 (17号)	令和4年4月1日	西尾告示第32号	32号
市南化区域 (18号)	平成27年1月1日	西尾告示第1号	1号
市南化区域 (19号)	平成22年12月24日	西尾告示第15号	15号
市南化区域 (20号)	平成22年12月24日	西尾告示第16号	16号
市南化区域 (21号)	令和4年3月29日	愛知告示第183号	21号
市南化区域 (22号)	令和4年3月29日	西尾告示第27号	27号
市南化区域 (23号)	平成22年12月24日	愛知告示第775号	775号
市南化区域 (24号)	平成22年12月24日	愛知告示第781号	781号
市南化区域 (25号)	令和4年3月29日	西尾告示第100号	100号
市南化区域 (26号)	平成24年2月24日	愛知告示第112号	112号
市南化区域 (27号)	平成22年12月24日	西尾告示第80号	80号
市南化区域 (28号)	平成22年12月24日	西尾告示第92号	92号
市南化区域 (29号)	平成31年3月29日	西尾告示第26号	26号
市南化区域 (30号)	平成23年12月6日	西尾告示第78号	78号
市南化区域 (31号)	令和4年4月1日	西尾告示第30号	30号

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（西尾市決定） 第31号 西尾市クリーンセンター 総括図 縮尺 1/25,000



名称 西尾市クリーンセンター
面積 約 4.5ha

凡例

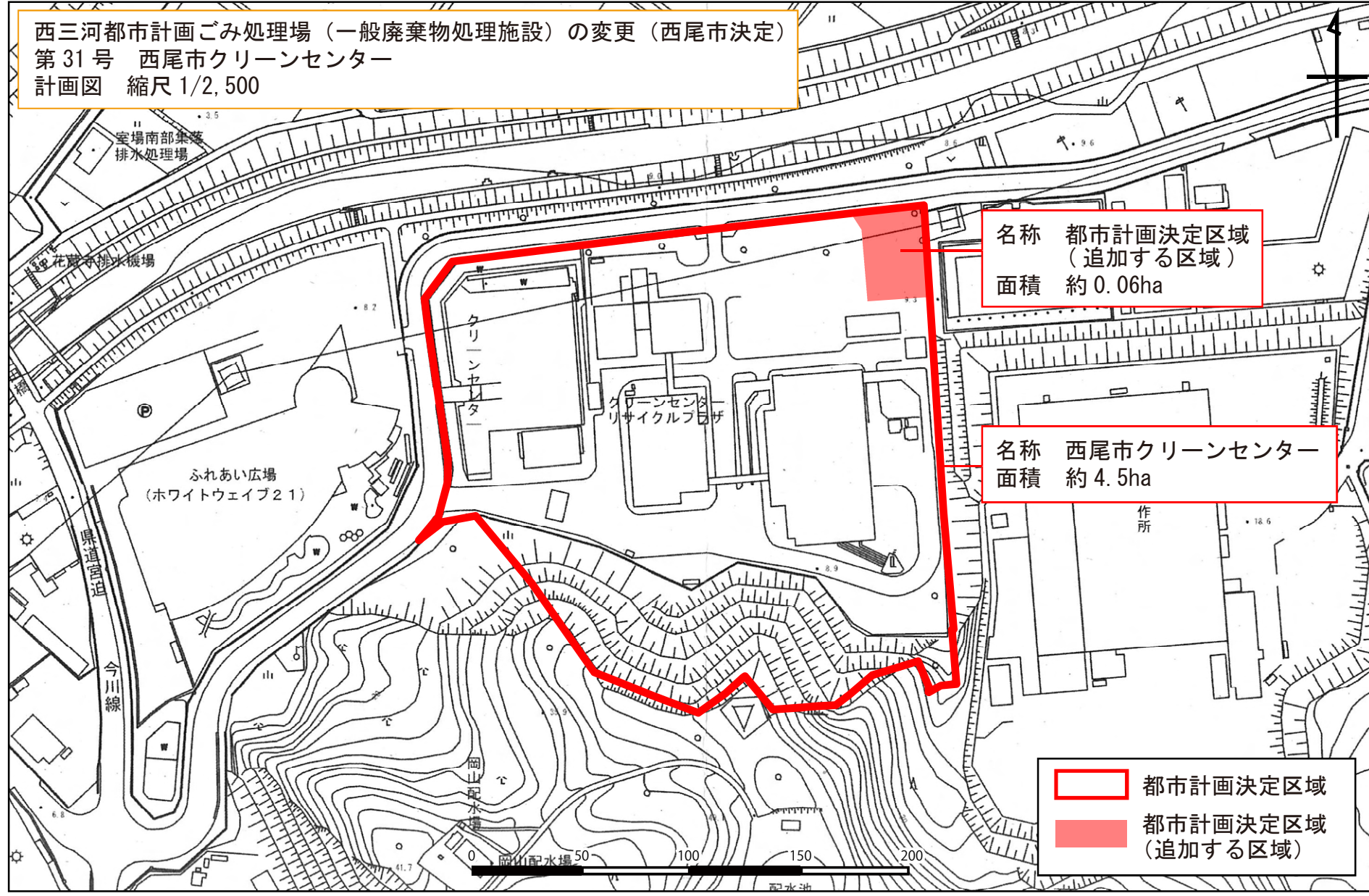
都市計画区域境界	都市計画区域境界
都市計画道路	都市計画道路
駅前広場	駅前広場
公共交差点	公共交差点
都市区域境界	都市区域境界
市南化区域境界	市南化区域境界
都市高速鉄道	都市高速鉄道
防火地域	防火地域
準工業地域	準工業地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
第三種住居地域	第三種住居地域
第四種住居地域	第四種住居地域
第五種住居地域	第五種住居地域
第六種住居地域	第六種住居地域
第七種住居地域	第七種住居地域
第八種住居地域	第八種住居地域
第九種住居地域	第九種住居地域
第十種住居地域	第十種住居地域
第一種工業地域	第一種工業地域
第二種工業地域	第二種工業地域
第三種工業地域	第三種工業地域
第四種工業地域	第四種工業地域
第五種工業地域	第五種工業地域
第六種工業地域	第六種工業地域
第七種工業地域	第七種工業地域
第八種工業地域	第八種工業地域
第九種工業地域	第九種工業地域
第十種工業地域	第十種工業地域
第一種商業地域	第一種商業地域
第二種商業地域	第二種商業地域
第三種商業地域	第三種商業地域
第四種商業地域	第四種商業地域
第五種商業地域	第五種商業地域
第六種商業地域	第六種商業地域
第七種商業地域	第七種商業地域
第八種商業地域	第八種商業地域
第九種商業地域	第九種商業地域
第十種商業地域	第十種商業地域
第一種遊樂地域	第一種遊樂地域
第二種遊樂地域	第二種遊樂地域
第三種遊樂地域	第三種遊樂地域
第四種遊樂地域	第四種遊樂地域
第五種遊樂地域	第五種遊樂地域
第六種遊樂地域	第六種遊樂地域
第七種遊樂地域	第七種遊樂地域
第八種遊樂地域	第八種遊樂地域
第九種遊樂地域	第九種遊樂地域
第十種遊樂地域	第十種遊樂地域
第一種河川敷	第一種河川敷
第二種河川敷	第二種河川敷
第三種河川敷	第三種河川敷
第四種河川敷	第四種河川敷
第五種河川敷	第五種河川敷
第六種河川敷	第六種河川敷
第七種河川敷	第七種河川敷
第八種河川敷	第八種河川敷
第九種河川敷	第九種河川敷
第十種河川敷	第十種河川敷
第一種埋立地区	第一種埋立地区
第二種埋立地区	第二種埋立地区
第三種埋立地区	第三種埋立地区
第四種埋立地区	第四種埋立地区
第五種埋立地区	第五種埋立地区
第六種埋立地区	第六種埋立地区
第七種埋立地区	第七種埋立地区
第八種埋立地区	第八種埋立地区
第九種埋立地区	第九種埋立地区
第十種埋立地区	第十種埋立地区
第一種埋立地区 (準1種)	第一種埋立地区 (準1種)
第二種埋立地区 (準2種)	第二種埋立地区 (準2種)
第三種埋立地区 (準3種)	第三種埋立地区 (準3種)
第四種埋立地区 (準4種)	第四種埋立地区 (準4種)
第五種埋立地区 (準5種)	第五種埋立地区 (準5種)
第六種埋立地区 (準6種)	第六種埋立地区 (準6種)
第七種埋立地区 (準7種)	第七種埋立地区 (準7種)
第八種埋立地区 (準8種)	第八種埋立地区 (準8種)
第九種埋立地区 (準9種)	第九種埋立地区 (準9種)
第十種埋立地区 (準10種)	第十種埋立地区 (準10種)
第一種埋立地区 (準11種)	第一種埋立地区 (準11種)
第二種埋立地区 (準12種)	第二種埋立地区 (準12種)
第三種埋立地区 (準13種)	第三種埋立地区 (準13種)
第四種埋立地区 (準14種)	第四種埋立地区 (準14種)
第五種埋立地区 (準15種)	第五種埋立地区 (準15種)
第六種埋立地区 (準16種)	第六種埋立地区 (準16種)
第七種埋立地区 (準17種)	第七種埋立地区 (準17種)
第八種埋立地区 (準18種)	第八種埋立地区 (準18種)
第九種埋立地区 (準19種)	第九種埋立地区 (準19種)
第十種埋立地区 (準20種)	第十種埋立地区 (準20種)
第一種埋立地区 (準21種)	第一種埋立地区 (準21種)
第二種埋立地区 (準22種)	第二種埋立地区 (準22種)
第三種埋立地区 (準23種)	第三種埋立地区 (準23種)
第四種埋立地区 (準24種)	第四種埋立地区 (準24種)
第五種埋立地区 (準25種)	第五種埋立地区 (準25種)
第六種埋立地区 (準26種)	第六種埋立地区 (準26種)
第七種埋立地区 (準27種)	第七種埋立地区 (準27種)
第八種埋立地区 (準28種)	第八種埋立地区 (準28種)
第九種埋立地区 (準29種)	第九種埋立地区 (準29種)
第十種埋立地区 (準30種)	第十種埋立地区 (準30種)
第一種埋立地区 (準31種)	第一種埋立地区 (準31種)
第二種埋立地区 (準32種)	第二種埋立地区 (準32種)
第三種埋立地区 (準33種)	第三種埋立地区 (準33種)
第四種埋立地区 (準34種)	第四種埋立地区 (準34種)
第五種埋立地区 (準35種)	第五種埋立地区 (準35種)
第六種埋立地区 (準36種)	第六種埋立地区 (準36種)
第七種埋立地区 (準37種)	第七種埋立地区 (準37種)
第八種埋立地区 (準38種)	第八種埋立地区 (準38種)
第九種埋立地区 (準39種)	第九種埋立地区 (準39種)
第十種埋立地区 (準40種)	第十種埋立地区 (準40種)
第一種埋立地区 (準41種)	第一種埋立地区 (準41種)
第二種埋立地区 (準42種)	第二種埋立地区 (準42種)
第三種埋立地区 (準43種)	第三種埋立地区 (準43種)
第四種埋立地区 (準44種)	第四種埋立地区 (準44種)
第五種埋立地区 (準45種)	第五種埋立地区 (準45種)
第六種埋立地区 (準46種)	第六種埋立地区 (準46種)
第七種埋立地区 (準47種)	第七種埋立地区 (準47種)
第八種埋立地区 (準48種)	第八種埋立地区 (準48種)
第九種埋立地区 (準49種)	第九種埋立地区 (準49種)
第十種埋立地区 (準50種)	第十種埋立地区 (準50種)
第一種埋立地区 (準51種)	第一種埋立地区 (準51種)
第二種埋立地区 (準52種)	第二種埋立地区 (準52種)
第三種埋立地区 (準53種)	第三種埋立地区 (準53種)
第四種埋立地区 (準54種)	第四種埋立地区 (準54種)
第五種埋立地区 (準55種)	第五種埋立地区 (準55種)
第六種埋立地区 (準56種)	第六種埋立地区 (準56種)
第七種埋立地区 (準57種)	第七種埋立地区 (準57種)
第八種埋立地区 (準58種)	第八種埋立地区 (準58種)
第九種埋立地区 (準59種)	第九種埋立地区 (準59種)
第十種埋立地区 (準60種)	第十種埋立地区 (準60種)
第一種埋立地区 (準61種)	第一種埋立地区 (準61種)
第二種埋立地区 (準62種)	第二種埋立地区 (準62種)
第三種埋立地区 (準63種)	第三種埋立地区 (準63種)
第四種埋立地区 (準64種)	第四種埋立地区 (準64種)
第五種埋立地区 (準65種)	第五種埋立地区 (準65種)
第六種埋立地区 (準66種)	第六種埋立地区 (準66種)
第七種埋立地区 (準67種)	第七種埋立地区 (準67種)
第八種埋立地区 (準68種)	第八種埋立地区 (準68種)
第九種埋立地区 (準69種)	第九種埋立地区 (準69種)
第十種埋立地区 (準70種)	第十種埋立地区 (準70種)
第一種埋立地区 (準71種)	第一種埋立地区 (準71種)
第二種埋立地区 (準72種)	第二種埋立地区 (準72種)
第三種埋立地区 (準73種)	第三種埋立地区 (準73種)
第四種埋立地区 (準74種)	第四種埋立地区 (準74種)
第五種埋立地区 (準75種)	第五種埋立地区 (準75種)
第六種埋立地区 (準76種)	第六種埋立地区 (準76種)
第七種埋立地区 (準77種)	第七種埋立地区 (準77種)
第八種埋立地区 (準78種)	第八種埋立地区 (準78種)
第九種埋立地区 (準79種)	第九種埋立地区 (準79種)
第十種埋立地区 (準80種)	第十種埋立地区 (準80種)
第一種埋立地区 (準81種)	第一種埋立地区 (準81種)
第二種埋立地区 (準82種)	第二種埋立地区 (準82種)
第三種埋立地区 (準83種)	第三種埋立地区 (準83種)
第四種埋立地区 (準84種)	第四種埋立地区 (準84種)
第五種埋立地区 (準85種)	第五種埋立地区 (準85種)
第六種埋立地区 (準86種)	第六種埋立地区 (準86種)
第七種埋立地区 (準87種)	第七種埋立地区 (準87種)
第八種埋立地区 (準88種)	第八種埋立地区 (準88種)
第九種埋立地区 (準89種)	第九種埋立地区 (準89種)
第十種埋立地区 (準90種)	第十種埋立地区 (準90種)
第一種埋立地区 (準91種)	第一種埋立地区 (準91種)
第二種埋立地区 (準92種)	第二種埋立地区 (準92種)
第三種埋立地区 (準93種)	第三種埋立地区 (準93種)
第四種埋立地区 (準94種)	第四種埋立地区 (準94種)
第五種埋立地区 (準95種)	第五種埋立地区 (準95種)
第六種埋立地区 (準96種)	第六種埋立地区 (準96種)
第七種埋立地区 (準97種)	第七種埋立地区 (準97種)
第八種埋立地区 (準98種)	第八種埋立地区 (準98種)
第九種埋立地区 (準99種)	第九種埋立地区 (準99種)
第十種埋立地区 (準100種)	第十種埋立地区 (準100種)

種別	面積	種別	面積
第一種埋立地区	1,234.5	第一種工業地域	567.8
第二種埋立地区	2,345.6	第二種工業地域	678.9
第三種埋立地区	3,456.7	第三種工業地域	789.0
第四種埋立地区	4,567.8	第四種工業地域	890.1
第五種埋立地区	5,678.9	第五種工業地域	901.2
第六種埋立地区	6,789.0	第六種工業地域	012.3
第七種埋立地区	7,890.1	第七種工業地域	123.4
第八種埋立地区	8,901.2	第八種工業地域	234.5
第九種埋立地区	9,012.3	第九種工業地域	345.6
第十種埋立地区	0,123.4	第十種工業地域	456.7
第一種工業地域	1,234.5	第一種商業地域	567.8
第二種工業地域	2,345.6	第二種商業地域	678.9
第三種工業地域	3,456.7	第三種商業地域	789.0
第四種工業地域	4,567.8	第四種商業地域	890.1
第五種工業地域	5,678.9	第五種商業地域	901.2
第六種工業地域	6,789.0	第六種商業地域	012.3
第七種工業地域	7,890.1	第七種商業地域	123.4
第八種工業地域	8,901.2	第八種商業地域	234.5
第九種工業地域	9,012.3	第九種商業地域	345.6
第十種工業地域	0,123.4	第十種商業地域	456.7

注記
1. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。
2. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。
3. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。
4. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。
5. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。
6. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。
7. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。
8. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。
9. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。
10. 本図は、都市計画決定区域を示すものである。

凡例
都市計画決定区域

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（西尾市決定）
第31号 西尾市クリーンセンター
計画図 縮尺 1/2,500



名称 都市計画決定区域
(追加する区域)
面積 約0.06ha

名称 西尾市クリーンセンター
面積 約4.5ha

都市計画決定区域
都市計画決定区域
(追加する区域)